

10月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和7年10月29日（水）
2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
3 案件
 日程第1 会議録署名委員の指定について
 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 日程第3 教育長の報告について
 日程第4 議案第17号 藤井寺市教育委員会の点検・評価に関する報告書
 について ・・・資料1（教育総務課）
 日程第5 議案第18号 令和8年度小学生すくすくウォッチの参加について
 ・・・資料2（学校教育課）
 日程第6 議案第19号 藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について
 ・・・資料3（スポーツ振興課）
 日程第7 議案第20号 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営
 に関する基準を定める条例の一部改正について
 ・・・資料4（生涯学習課）
 日程第8 報告第18号 教育委員会の後援名義等使用について
 ・・・資料5（教育総務課）
- 4 出席委員 教育長 見浪 陽一
 教育委員（教育長職務代理者） 足立 義幸
 教育委員 富山 昌克
 教育委員 原 明子
 教育委員 永井 由美子
- 5 点検評価委員 福本 義久
- 6 教育部出席者 教育部長兼次長 大山 哲也
 教育監 寺田 剛
 教育総務課長 中村 真也
 生涯学習課長 辻野 智一
 学校教育課長 田中 守
 文化財保護課長 新開 義夫
 スポーツ振興課長 八木 淳一
 図書館主査 石山 成浩
- 7 その他出席者 こども未来部長 武廣 智雄
 こども施設課長 近山 伸幸
 こども施設課参事 國本 貴子
- 8 欠席

9 書記 教育総務課主幹 田名出 隆行
10 傍聴者 0人

午後4時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○見浪教育長

皆さん、こんにちは。それでは、10月定例教育委員会会議を始めます。
はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、原委員よろしくお願ひいたします。
続きまして、前回令和7年9月29日の定例教育委員会会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

ありがとうございます。では、承認ということで、よろしくお願ひいたします。
次に、教育長報告を行います。まず、10月17日に決算特別委員会が開催され、
令和6年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算につきまして審議が行われ、認定の議決
をいただいたところです。一般会計決算については、歳入総額278億1,983万余円、
歳出総額は275億8,389万余円となり、実質収支は2億2,833万余円の黒字とな
っております。ただ、経常収支比率は96.8%となり、前年度と比較して下回ったもの、依然として90%を超えており、厳しい状況が継続していること
です。

なお、質疑といいたしまして、教育委員会関係で言いますとスポーツ施設の無料開
放や放課後児童会の在籍状況を問う質問、シュラホールのガイダンス機能の整備に
ついての質問、あと介助員の配置状況、就学援助の拡大についての質問がありました。

また、本日、13時から令和7年第2回臨時市議会が開かれ、2議案が提案の上、
採決されまして閉会しました。案件としては、工事請負契約の変更及び一般会計補
正予算（第6号）となっております。その内容としましては、現在、市立市民総合
体育館の耐震補強工事を実施しているところですが、その際、アリーナ屋根の裏面
に新たにアスベストが見つかったことから、工事内容の設計変更により増額変更す
るとともに、工期の延長に伴い一部工事を来年度に繰り越すことを議会にお認めい
ただくものとなります。こちらは、大体7億円以上かかる工事ということで、議会の
議決を経る必要がある契約ということになりますので、今回臨時市議会という形
で開かせていただいて、結果、賛成ということで議決をいただいております。

また、このことに関しましては議会で質疑も行われまして、新たにアスベストが
発見されたことに伴い、飛散等によるアリーナ利用者の安全性についての質問があ
りましたが、こちらに対しましては、屋根裏は囲い込み状態であり、1年に2回空

気中のアスベスト含有測定を実施し、安全性を確認しているとの答弁をしたところでございます。

以上報告とさせていただきます。

それでは会議次第に従いまして、議事に入ります。本日は、議案が4件、報告事項が1件となっております。

それでは、議案第17号 藤井寺市教育委員会の点検・評価に関する報告書について、審議をお願いいたします。

この件につきましては、まず9月26日に学識経験者として本市の自己点検評価についてご意見をいただきたく、四天王寺大学教授の福本先生にお越しいただき、本市で作成しました点検・評価に関する報告書について、ご説明させていただきました。

その後、点検・評価の内容を検討いただき、ご意見については報告書の57ページから69ページに掲載させていただいておりますが、本日はそちらについて改めてご説明いただき、委員の皆様からご意見を頂戴する形となっております。

それでは先生よろしくお願ひいたします。

○福本評価委員

皆さまこんにちは。四天王寺大学の福本でございます。本日はこれからお時間を頂戴いたしまして、藤井寺市教育委員会の点検評価に関する報告書に関する意見を述べたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

まず、教育行政が担う課題は多種多様かつ複雑になる一方です。近年はどこの市町村も財政難であると聞き及んでおります。そのような中ですが、御市におかれましては、優先順位をつけて丁寧に教育行政にお取り組みいただいたと思います。

時間の都合上、意見書の要旨のみを申し述べさせていただきますが、全面的に御市の教育行政を支持する立場であることを表明しておきたいと思います。

では、これから基本方針1から順に意見書の要旨を申し上げたいと思います。

まず「基本方針1 確かな学力の定着と学びの深化」について、「藤井寺市学力向上推進支援事業」では、公開授業研究・研究討議・実践報告を核としたP D C Aサイクルで進める支援をされているとのことです。令和6年度は、「ゴールを明確にした逆向き設計の単元デザイン」「学びの出口を意識した単元・授業デザイン」と課題解決に向けた具体的なビジョンを市として学校に示し、各校において主体的に研究を進めていただいたことは評価できます。しかし、令和7年度の全国学力・学習状況調査で、小中学校ともに平均正答率が全国水準、府水準を下回っていることや、家庭学習の継続的な課題については、しっかりと検証していただき、学校総体として課題改善に努めていただくことを期待します。

あわせて、不読率の課題が継続していることは残念です。ただし、読書習慣の改善だけでなく、学校図書館モデル校や各校の実践事例にある学校図書館を活用した授業づくりの観点は、子どもが読書に興味関心を持つきっかけとしても有効です。今後も継続して、学校図書館のさらなる活性化、特に市立図書館との連携や学校図書館の授業利用から、子どもたちの読書習慣の確立へつなげていただきたいと思います。

また、藤井寺市の子どもたちにとって、古市古墳群を学ぶ世界遺産学習の機会は、郷土愛と歴史文化遺産を大切にする心を育成するために必要な学習であると考え

ます。令和6年度は小学校だけでなく、中学校も対象にフィールドワークを実施できしたことや、一部の中学校で世界遺産がある北海道千歳市とオンライン発表会ができたことは評価できます。小中学校で連携し、系統的な学習活動につなげられるように継続した取組をお願いします。

英語教育においては、市内全小学校に中学校英語の免許状を有する専門性のある教員を英語専科教員として配置するだけでなく、ALT経験の豊富な人材に大阪府教育委員会から特別免許を付与してもらい、単独で授業を実施する取組により、「英語が好き」と回答する児童割合も向上したということです。また、中学校へのALT派遣時数が増え、ALTを活用したリスニングやスピーチングの時間も増加したようです。中学校では「BASE in OSAKA」も活用し、「話す力」を伸ばす取組を進めてください。

ICTの活用については、GIGAスクール連絡会で好事例の共有や交流を効果的に進めることで、1人1台タブレットPCを効果的に活用した授業を推進することができたようです。また、ICT支援チームが各学校を訪問し、教員への授業支援も行っていると聞いています。第二期GIGAスクール構想に向けて、引き続き1人1台タブレットPCを効果的に活用した授業を推進していくことが期待されています。

次に「基本方針2 多様な学びへの支援」について、令和6年度は市内全小中学校に通級指導教室を順次複数設置するなど学びの場の確保に向けて推進したこと、教員育成のための研修を工夫しながら複数回実施したことは大いに評価できます。今後も、支援教育に対する専門性の高い大学教授等を招いての研修や、教員同士の情報共有等を実施し、教員の専門性を高めることに努めてください。

また、支援を必要とする子どもに対し介助員の配置を行い、医療的ケアの必要な子どもたちに対しても看護師の配置を行っている点につきましては評価します。今後も障害の状況を踏まえた支援に努めてください。

就学相談については、令和6年度も就学に関する教育相談の案内を早めに周知したり、他課や他機関との連携を密にしたりすることで、保護者の教育的ニーズを事前につかみ、学校と情報共有ができたが、年々相談件数は増加していると聞いています。今後もより低年齢から適切な支援を受けることができる教育環境を選択できるように、一人ひとりの子どもたちの個々の教育的ニーズに応じた教育環境の提供に努めていただきたいと思います。

不登校の児童生徒の対応の1つとして、令和6年度に市内小学校1校に校内教育支援センター支援員を配置し、教室に入りにくい児童の居場所や学校に登校しづらい児童の最初のステップとして有効であったと聞いています。

また、市教育支援センターについては、学校と連携を密にして取り組んでおられるとのことですが、子どもたちの支援を行う場を確保することは大切です。学校復帰をめざす支援だけでなく、一人ひとりの個性を尊重し、社会的自立に向けての「生き方支援」といった観点も必要になってくると考えます。学びの場の多様化が言われる中、学校と連携を取り、継続した児童生徒の居場所づくりに努めてください。

さらに、帰国・渡日児童生徒の数は、近隣他市と同様に増加しており、日本語指導は欠かせない教育課題であります。年度途中での転入にも対応することができる体制づくりのために、日本語指導加配教員を小中学校ともに配置していることは評価できます。今後は、小中における日本語指導加配教員の連携を強化し、持続可能

な取組にしていただきたいです。また、加配教員だけでなく、すべての教職員が日本語指導の観点を身につけられるような研修を引き続き実施してください。

続いて、「基本方針3 豊かな心と健やかな体の育成」について、藤井寺市人権教育研究会において、令和6年度は「ネット人権侵害と部落差別の現実」をテーマに、講師を招聘し教職員研修を実施したと聞いています。また、部落問題学習を重点取組とし、研究授業も実施されたことは評価できます。引き続き、教職員が人権感覚を磨き、人権教育の観点をもって児童生徒一人ひとりを大切にした授業が実施できるように、教育委員会としての支援をお願いします。

「いじめ防止対策」において重要なのは、未然防止・早期発見・早期対応であり、「いじめアンケート」等を活用して、各校で児童生徒の学校生活の状況をきめ細かに捉え、「いじめ」に対応している点は評価できます。また、いじめ防止対策指導員が学校訪問を実施し、各学校の課題に合わせたポイントを明確にして、的確な助言を行っているのは効果的であると考えます。今後も市教育委員会と学校が連携し、いじめの定義を再度共有していただき、些細なトラブルについても被害者側の児童生徒の立場に立って、全教職員が同じレベルで認知できるよう方向を示し、さらなるいじめの防止に取り組んでください。

生徒指導上の課題は原因が複雑化してきており、学校だけで解決できないことが多くなってきています。その中、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを含めた学校支援チームが機能したことにより、関係諸機関との迅速な連携につなげることを可能にしたことは評価できます。今後も福祉的・心理的サポートや連携を図りながら迅速に関係諸機関との連携を図って、未然防止、問題解決に向けた各校への支援をさらに強化してください。また、こういった取組は学校における問題行動や児童虐待等の未然防止にもつながるため、一部教職員だけでなく教職員全体での意識を高めていっていただきたいと思います。

食育については、子どもたちの健やかな体を育成する上で土台となる部分であり、継続して子どもたちの発達段階に応じた指導が行われるべきです。児童生徒の問題行動の一因に食事の乱れが関わっている場合があることも指摘されており、栄養教諭や養護教諭と連携し、学校として家庭と連携した食育にさらに取り組むことを期待しています。

続いて、「基本方針4 地域との協働した学校支援」について、令和4年度末より道明寺南小学校でコミュニティ・スクールのモデル校として取組を進めているが、学校運営協議会からの発信として、あいさつが広がる地域に向けた声掛け運動や子どもの放課後の居場所づくりとして、元気広場の取組の拡充、地域と協働した災害避難訓練などが実施できたことは評価できます。令和5年度、令和6年度の実施内容や運営内容を丁寧に検証していただき、地域社会の関係が希薄になっていると言われる中で地域と学校が一体となって主体的に取り組み、子どもを中心とした開かれた学校づくりのモデルケースとして取組を推進してください。

持続可能な部活動体制の確立に向け、「藤井寺市地域部活動あり方検討委員会」を開催し、地域移行・展開する上での課題を整理し、地域移行・展開や地域連携できる部活動種目から進めていく方向性が確認できたとのことです。部活動指導員の確保と地域移行・展開に向けた継続的な協議を進め、教員の負担軽減を図ってください。

続いて、「基本方針5 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり」について、市独

自の研修体制として、令和6年度は市内4名の指導教諭が、それぞれの分野による実践的な研修を実施したことは評価できます。また、四天王寺大学との連携による先進教育推進支援事業では、大学教員の理科夏季研修の実施や、小学校理科専科教員や中学校理科教員の研究授業に向けた授業づくりの支援ができたと聞いています。さらに、教職員の働き方改革が叫ばれる中、今後の教員研修をいかに効果的かつ効率的に実施していくかが問われており、大阪教育大学のプラットフォームの「OZONE-EDU」と連携したオンライン研修と対面研修のハイブリッド型研修の実施については評価できます。今後も教員の研修観の転換も含め、教員研修の在り方についてより効果的な在り方の研究を進めてください。

また、教員の働き方改革に向けては、学校としての教育目標や教育方針を伝え、十分に理解してもらいながら地域の方々が学校に関わることで、教員の働き方や教育現場への理解が深まり協力体制が築かれやすくなるよう、外部人材の活用に積極的に取り組んでください。

続いて、「基本方針6 幼児教育の充実」について、幼児期の教育は、子どもの自発的な活動である「遊び」を中心としています。そこでは、活動の中での一人ひとりの姿から学びや育ちを読み解き、それをもとに次の展開を構成していくという、幼児の特性に合わせた働きかけが大切です。各幼稚園の園内研修からは活動の分析を職員間で共有し、次の実践へとつなげていく様々な工夫が見られました。幼児期は周囲の環境との関わりから多くの力が芽生えてきますが、特に人格形成の基礎として非認知能力の獲得を意識していただきたいと考えますので、その点をしっかりと留意してください。

また、幼児期の心身の育ちは、小学校やそれ以降の生活や学習の土台となります。まずは幼小の接続期をもとに、就学前施設の保育者と小学校教諭が互いの教育観や教育方法を理解していくことが、幼児期から小中学校への連携、接続の第一歩となりますので、令和6年度に行った合同研修のような校園種を越えた教員間の対話を継続していただきたいと思います。

続いて、「基本方針7 安心・安全な学校づくり」について、スクールガードリーダーが定期的に巡回を行うことで、危険箇所の早期発見や見守り活動について学校と教育委員会との協力体制が取れていると聞いています。今後も情報を共有し、児童生徒が安全に通学できる環境の保持に努めてください。

また、令和6年度は警察と連携して小学校1年生を対象とした歩行指導を、また民間企業と連携して小学校4年生を対象とした自転車運転に関する交通安全教室を開催できたことは評価できます。今後も、子どもたちの発達段階に応じて交通安全教室を実施し、交通事故の抑止に取り組んでください。

さらに、昨今の子どもへの虐待事案の発生状況や不審者の出没等の事案が発生している状況をみると、子どもたち自身が身を守る力の向上を図るために子どもへの暴力防止教室（C A P）を実施することは必要なことであると考えます。今後も子どもだけでなく、教職員や保護者等の大人に対しても実施することで、虐待や暴力行為の防止を広めてください。

また、学校への不審者の侵入防止の観点も必要です。対応として、小学校には安全監視員を配置し、中学校では校門をオートロック化されています。近年は学校への侵入事件が増加傾向にあります。そのような中、安全監視員による抑止力が効果的と言えますので、この取組を継続していっていただきたいと思います。

続いて、「基本方針8 教育環境の整備」について、施設改修等は予算面ですべてを望ましい形にするのは難しいとは思いますが、今後も計画的に進めていただく必要性を感じております。特にトイレの洋式化につきましては、世の中には和式トイレが見当たらなくなつたことから、早急に改修が必要となつてゐることを指摘させていただきます。

ＩＣＴ環境の整備については、必要な整備を1つひとつ丁寧に積み重ねておられ、国が提唱するG I G Aスクール構想に対応されています。子どもたちへのＩＣＴを活用した授業づくりや、校務の効率化により子どもたちと向き合う時間が増え、「子育ち」施策を進められるよう、教育委員会と学校が一体となって協力体制をとっていただきたいと思います。

児童生徒数の減少による小中学校の小規模化については、全国的な課題でもあります。学校施設等整備基本計画や今後の学校区ごとの新入学児童生徒数の動向を予測するとともに適正規模、適正配置について検討を進めていく必要があります。

続いて、「基本方針9 教育機会均等の確保について、援助を必要とする時期に速やかな支給が行なうことが肝要です。その中で、入学する年度開始前に入学準備金を支給していること、また、4月認定の受付期限を6月末まで延長していることは評価できます。

今後も、就学援助制度のもつ意義を踏まえ、国の制度や社会情勢の変化に乗り遅れることのないよう、常に研究していただきたいと思います。

続いて、「基本方針10 地域との協働による青少年健全育成と放課後児童対策の充実」について、青少年健全育成事業への取組ですが、藤井寺市の青少年のために様々な関係団体と連携のうえ、事業が展開されていることは非常にうれしく思います。

また、放課後子ども教室推進事業について、地域住民や企業との連携のもと、多様な活動を提供できているところが子どもたちに居場所と経験を確保するうえで、とても良いことだと思います。これからも児童が等しく事業に参加できるよう、しっかりと地域や企業及び学校と協働していただき、事業を継続してほしいと思います。

放課後児童会については、開設時間の延長は試行的ではありますが、事業の充実を図る良い取組だと思います。ただ、利用者が非常に少なかったというところは残念です。もし当初から取り組んでいたら、利用者数に変化が見られたかもしれません。結果だけにとらわれず、これからも事業の充実に努めてください。

続いて、「基本方針11 市民の生涯にわたる学習の支援」について、各講座実施後に受講者に向けてアンケートを配布し、満足度調査を行った結果、満足度が増加していることについては評価できると思います。また、自主活動グループの一覧表を作成され、その掲載グループ数が増加傾向にあることは、個人の学習機会のきっかけづくりの充実につながることから評価できます。今後もさらなる媒体を通じて、伝わりやすい情報発信に努めていかれることを期待しています。

続いて、「基本方針12 生涯を通じて読書に親しめる市立図書館づくり」について、ＩＣＴを活用したサービスの向上や関係各課との連携による図書館サービスの周知に努めるなど、図書館利用促進の取組が進められており、今後も継続していただきたいと思います。

さらに、視覚障害者サービスを実施されており、読書のバリアフリー化に向けて、

より充実したサービスの提供に努めていただきたいと思います。

続いて、「基本方針1 3 スポーツの振興とスポーツを通じたコミュニティの活性化」について、基本方針に掲げている目的を達成するため、様々なスポーツイベントを実施されていますが、あるイベントによっては参加者数の減少が課題であるとのことです。

今後は、既存イベントの方向性を精査し、スクラップ＆ビルドの観点から、関係性の高い他の部署との連携や民間業者との連携等も視野に入れ、引き続き充実した事業の実施に努めていただきたいと思います。

また、市民の多様なニーズに対応した施設の整備及び運営の改善につきましては、緊急修繕を含め、速やかに対応をし、維持管理に努めていただいたことは評価します。施設管理体制のひとつとして、指定管理者制度の導入の可否を行っていくとのことですですが、建物や各施設の老朽化も懸念するところではあるので、今後とも計画的に改善をお願いします。

最後に、「基本方針1 4 歴史文化の薫るまちづくりの推進」について、市内の埋蔵文化財、国史跡及びその他の歴史資産について、保存活用の取組を積極的に展開されています。策定を進められていた『史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）』が令和6年度末に完成し、今後は同計画に基づき、各古墳の整備を進められるとのことです。引き続き、着実に事業を進められることを期待します。

また、古市古墳群の世界遺産としての価値を広く伝え、保存活用を図るため、大阪府・堺市・羽曳野市といった関係機関と連携した事業を進められています。特に令和6年度は、世界遺産登録5周年にあたり、様々なイベントが行われました。今後とも、関係機関との連携を強化し、世界遺産の保存活用を推進することが大切だと思います。

以上、大変雑ばくな意見を申し上げましたが、詳細は、お手元の意見書をご参照くださいますようお願いします。ご清聴ありがとうございました。

○見浪教育長

福本先生、多岐にわたりまして貴重なご意見ありがとうございました。

ただ今の件について、委員の皆様、何かご質問、ご意見等はございませんか。

○足立委員

基本方針1におけるG I G Aスクール構想に関して、少し前に何年後かにはデジタル教科書に移行するような記事を目にしたのですが、元々は教科書だけではなくて、デジタルというものを取り込むことで、理解を深めて学力や成績のアップに繋げたいことが目的の一つだったのかなとは思っています。

しかし、本市の全国学力・学習状況調査の結果にもありますとおり、あまり上位の方ではないというような状況がずっと続いている中、運用の仕方といった部分は検討の余地もあるのかなと思います。運用していることは分かっていても、なかなか質の部分が見えないので、なぜ上がっていないのかというところが気になるところとして、福本先生のご意見を頂戴したいです。

○福本評価委員

まず、デジタル教科書に変わっていくという話については、国もまだ定まってな

いというところが多くあります。なぜかといいますと、いち早く取り組んだフィンランドがもう早々にデジタル教科書から撤退するという話があつたりしまして、そのまま遅れて日本はデジタル教科書に一本化していいのかどうかということを決めかねているというところがあるのだろうと思っています。

もし変わっていくという大きな流れが起こったとしても、私個人の見解としましては、やはり紙ベースの教科書の方がいいように思っています。デジタル教材だけで済ませていくということについては、足立委員がご懸念されている学力調査に対応するというところでどうなのかなという心配が強くあります。全国学力・学習状況調査の小学校の算数の問題作成にあたっては、一番重要としていることとして、思考力、判断力を試すことを中心に問題作りをされていました。

ところが、最近学校現場において、よくデジタル教材を使って取り組まれていることは、ドリル的な内容が多いように思います。問題が次から次と出てきて、間違えると間違えたところをまた補完するような問題がどんどんA Iによって出されてきて、というような取組が多いのですけれども、それはそれで一定いいとは思っておりますが、それは知識理解を一生懸命何とかしようという取組なんですね。全国学力・学習状況調査で点数が上がらないとおっしゃっている学校や市町村では、まだまだターゲットにしているところが知識理解の授業になっている。これからターゲットにしているのは、表現とか判断といった部分、つまり考えるということです。

そのために問題を一度見ていただくとよくわかるのですが、あえて登場人物を2人登場させて、その2人のやり取りの中で問題が進行しているのです。なぜそんな形にしているのかといいますと、そうすることで先生方にメッセージを発しています。どういうメッセージかといいますと、「こういう授業をやってください。先生が黒板でこうやって考えて書いて解いていくんだよということを説明するのは知識理解のターゲットの授業です。これからは、先生が何か子どもたちに問い合わせて、それを子どもたちの中でやり取りさせて、先生がファシリテーターとして入っていって、子どもたちの中で深めていく。そういう授業づくりをしてくださいね。」というメッセージです。デジタル教科書およびI C Tだけで一本化してしまうと、先ほど申し上げたようなドリル的な学習に流れていってしまうのではないかという懸念もありますし、これからデジタル教科書等を取り入れていくときには、そういうことも二段構えで考えていかないと、国なり世の中がデジタル化で進んでいったときに、こっちの置き去りになっている本当に欲しい考える力、思考力、表現力、判断力というところをケアしていくような取組が必要かなと思っております。

○足立委員

先生のようなお考えの先生が各学校に入ればいいと思うのですが、もちろん既にいらっしゃることを期待はしたいところではありますけれども、研修や講習会といったところで、学ぶことができるものでしょうか。

○福本評価委員

偶然といいますか、現在、藤井寺小学校、道明寺南小学校、藤井寺中学校の3校において、継続的に研修会に関わらせていただいているまして、先ほど申し上げたような授業を提案して実際にしていただいた後、その授業に基づいて、「こういう意味がありますよ、こういうふうに改善していったらどうですか。」といったお手伝い

もさせていただいております。研修等もどんどん広がっていけばいいと思っておりまし、実際私が先ほどお話したようなお考えの先生も、特に若い先生に広がっているというふうには思っております。

○足立委員

他の学校でも実施していこうと考えておられますか。

○田中学校教育課長

各校の課題に沿った形で教示してくださる講師に入っていただきながら、授業改善にはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○富山委員

基本方針5についてですが、この前他府県の小学校の先生と話す機会がありまして、その先生が言うには授業が終わってからもほとんど保護者さんからの電話の対応に追われて、授業の準備ができないとのことでした。言葉が荒い方もいらっしゃるから、よくある事前に録音しますと音声が流れて録音できるシステムを導入できないものなのだろうかと嘆いていらっしゃったんですが、藤井寺市はどうされているのでしょうか。

○田中学校教育課長

いろいろとご意見いただくことはあるかなと思いますけれども、録音といった対応にはなっておりませんが、小学校では18時、中学校は19時以降については留守番電話に切り替わりますので、常に学校に問い合わせができるという状態ではなく、先生方の時間の確保という形で取組を進めています。

○富山委員

保護者さんとの対応がしんどくて、先生のなり手が減っていると聞いたのですが、福本先生はどのように考えておられますか。

○福本評価委員

難しいご質問ですが、例えば奈良県の天理市ではカスタマーセンターのような部署を作っていて、学校への苦情もいろんな質問も全部そこで受けるといった取組を行っておられるみたいです。それがうまくいっているかどうかについての情報はないのですけれども、そういうことをやっている市町村もあります。同じく、奈良県の生駒市では、いじめの対応は学校にも任せずに市の教育委員会でそういう部署を作って対応していて、必要に応じて警察に通報するみたいな思い切ったことまで言っておられます。

ですので、ある意味、これからトレンドとしてはそういう何か部署なり課なりを作るという取組になっていくのかなと個人的には見ていています。ただ、なかなか難しいというところもあるだと思っています。元現場にいた者としては、先ほどおっ

しゃっておられたように、勤務時間以降に「本日はもう電話は取れません。」みたいなメッセージが流れるようになっていることはありがたいことだと思います。

しかし一方で、今若い先生方が安易に保護者や子どもにSNSやLINE等のアカウントを教えてしまうといったことが結構あると聞いております。それで夜中でも連絡がくる。そういうことをやってはいけないということを、先生になんて言わないといけないのかなという思いはあるのですけれども、やはりそういうことは繰り返し言っていかないといけないと思っておりますし、そういう問題が一つあります。

また、私も学生にそういったことについていろいろな話をするのですが、学生は先生になったら確かにそういうブラックなところはあるということはいろんなソースで聞いてはいるのですけれども、まだまだそこまで差し迫った危機感みたいなものは持っていないくて、先生になったらそういうこともあり得るかも知れないぐらいの認識なので、あくまで本学の学生の場合ですが、なかなかそれを持って先生になりませんというようなことにはならないと思っております。むしろ先生になった後、すぐ辞めてしまったり、しんどくなつて休んでしまう先生が多いと考えております。

○見浪教育長

他に何かご質問等ござりますか。

○永井委員

基本方針についてすごく細かくお話をいただいた中で、特に先生においてここが藤井寺市として優れているところ、また遅れているところがあったらご指摘いただきたいとともに、逆にここはもう少し頑張った方がいいよというところがあれば、教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○福本評価委員

毎年この場で申し上げていることの繰り返しになってしまいますが、施設設備の関係はもちろんですけれども、ICTの取組、それから小学校で安全監視員を配置するといったことまで、ものすごく細かく対応されていると私は思っております。

先ほど申し上げたように、市内3校の学校に定期的に行かせていただいておりますが、前回少しここ傷んでますよねとぼろっと申し上げると、次に来たときには直っていたりだとかもありました。また、学校の図書室も整備されていて、そこに司書さんがいらっしゃったりと、そういうところにもお金をかけて対応されているということはすごいなと、どの方針ということではなく思っております。

さらに、これも昨年申し上げましたが、私の住まいがある奈良県には世界遺産はたくさんございますが、あまり人が来られないんですね。大阪は奈良よりも行きやすいといったところもありますので、世界遺産をこれからどういうようにPRしていくかというところは、そういった長所をうまく使って大々的に取り組んでいかれたらいいかなと思います。

○永井委員

観光資源というような形で活用するということもいいですね。私もつい最近ですけれども、ここの古墳をいろいろと歩かせていただいたのですが、本当に整備され

ていて、もっともっと多くの方に歩いていただけたらいいなと思いましたので、そのところをどうしていくかということが、一つの課題なのかなというふうに思います。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○富山委員

私が幼いころなどは、分からぬことがあった時には百科事典で調べたりすることぐらいしかできなかつたと思うのですが、今はChattGPTでも使えば、適当にネットから拾つてまとめてくれますよね。これが出来たことによつて、人間の脳の構造がこれから全然違うように構築されていくと思うんです。ChattGPT等を使ってわからぬことを処理して育つてきた人間と、たつた一つのことを調べるために何千円の本を買ってきていた人間との間で、想像したりする能力の違いが起つてくるんじやないのかなと思つていて、私自身はChattGPTやAIといふものに対しては反対の立場ではなく、すごく便利でどんどん使えばいいと学生にも言つてゐるぐらいなんですけれども、そのあたりについて先生はどのようにお考えですか。

○福本評価委員

私はそのあたりについて専門ではないので、あくまでも個人的な考えを申し上げますと、先ほど足立委員のご質問に対する回答と同じになつてしまつたのですが、やはりまだ紙ベースは必要だと思っています。私も学生にいろいろ課題を出すのですけれども、最近よく似た回答が結構目につくようになりまして、おそらく学生の間でAIを使うことが流行つていて、そのままその回答を貼り付けてきているように思ひますし、実際周りからそう聞くこともあります。何が言いたいかと言ひますと、今は何か課題があると、入力して回答させて貼り付けるという行動形式に学生はなつてゐる。この流れは脳科学的な専門知識を待たずしても、考える力は落ちていくだらうと懸念しています。

だからこそさつきも申し上げたように、紙ベースでの授業を大事にしていく、ものを考える、読むということを大事にした授業をしていかないと、デジタルの方に突っ走つっていくだけでは大きなしっぺ返しが来るのではないかと、私は懸念しています。ですので、私の授業においても、学校には減らせと言つてはいますけれども、紙ベースの資料をたくさん配ります。読ませて、話し合わせてということをまだ続けていきたいなとは思つています。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○原委員

私もデジタル化というところが今後どうなつていくのかすごく興味があるのですけれども、先生のお話を聞いていて、子どもたちだけではなく、学校の先生も授業のやり方をAIに聞いて、みんなが同じような内容になつてしまつたりしな

いのかなという懸念があるのですが、そのあたりについて先生はどのようにお考えですか。

○福本評価委員

先日、他市の小学校の授業研究会に呼んでいただいて、ある授業を見せていただいたのですけれども、その先生はタブレットを使われて算数の授業をされていたのですが、そのときに「タブレットを使ってもいいし、自分のノートを使ってもいいので、どちらかに自分の考えを書き込みましょう。」とおっしゃいました。私は「あれはなかなか勇気のいる指示でしたね。どうして先生はどちらでもいいよと言われたのですか。」と後でお聞きしたのですけれども、なぜそう聞いたかと申しますと、タブレットに入力してもらえると全員が他の子どもたちが何を書き込んだかが一瞬にして見ることができるわけです。だから、こう書いているということが共有できるのですけれども、自分のノートに書かれるとそれをみんなに共有するためには、先生か本人が写真を撮ってそれを載せるしかない。

そのとき子どもたちはクラスに30人ほどいたのですが、自分のノートに書いた子どもは1割にあたりますが、3人いました。その子たちに授業が終わってから、なぜ自分のノートで書いたのか聞きに行くと、「タブレットは面倒なんだ。自分のノートに書く方が簡単だし、その方が慣れているから。」と言っていたんです。これはある意味真理だと思っていて、タブレットを使うということが目新しかった頃はそれに飛びついた子もいるかわからないけど、ある程度やっていくと自分のノートの方がいいと思うのかなと感じました。何が言いたいかといいますと、先ほども申しましたが、両方に対応できる授業を展開していくないと、子どもたちは先生が一方でしなさいと言うけれども、実はもう一方でやりたいと思うこともありますから、子どもたちがどういうレベルのICTに関するリテラシーを持っているのかといったことを先生は常に見ながら、あるいは授業の効果と発展を天秤にかけていく時代が来ているのかなと感じております。

また、先日ChatGPTに関して一緒に実践研究を行っている現場の先生が、「先生、今ね、ChatGPTに5年生の算数の異分母分数の足し算の授業を考えてって言ったら考えてくれるんですよ。」と教えてくれたのですが、実際に見せてもらうと、本当に考えてくれるんです。そこで、私が「先生、これをこのまま使って授業してみたことあるのかな。」と聞いたら、「いや、さすがにこのままではできません。」と答えられましたが、そこが重要なんです。さすがにそのままではできないという矜持を持てるか持てないか。そこがやはりこれから先生方に問われてくるんだろうと思っていまして、そのあたりの研修も必要なのかなと思いました。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○足立委員

2点ありますて、まず1点目は質問といいますか、書かれている先生の意見を拝見しての感想になってしまいますが、基本方針3の中にいじめのことが書いてあります。いじめ自体が起こらないようにするということはなかなか難しい気がしていまして、いじめが確認された後の対応の方が重要となってくるのかなと思ってい

ます。例えば、記憶に新しいところでいきますと、先日甲子園に出場する予定だった高校でいじめがあったというような話がありましたけれども、あれもおそらく学校側の対応や発信の仕方というところの対応のまずさがきっかけとなって事が大きくなつていった気がしていて、そういうことが最近ものすごく多いように思っています。起こったことに対してはもちろん、起こった後の対応のまずさに対しても周りの人たちが怒りを向けているところがある気もするので、その辺りは学校もそうですし、教育委員会も誠実に対応していかないと、もっと大きな問題になってしまうことがあるということを改めて感じたところです。

あともう1点は、基本方針4で中学校の部活のことを書いていただいているのですけれども、先日、地域は思い出せないのですが、ネットで部活に関わりたいという先生が本当はすごく多いという話を目にしました。ただ、今までではボランティアという意味合いが強く、やらされている感が強くて問題になっていたが、自治体が報酬を払うようにすることで、先生たちは納得してできるようになったとのことでした。

この部活動指導員に関して、私は先生の代わりに指導してくれる人を外部から採用するということについて少し心配しているところがありまして、技術的な部分を教えることはできるものの、昨今問題になっている体罰であるとか、学生との関わりというところで、果たしてどういうようなところを採用段階で見抜いて採用するのかということが本当難しいのではないかと思っています。

ですので、できれば、まずは先生たちが納得できるような環境づくりというものを探していってもらうことの方が、優先すべきではないのかなと感じているのですけれども、いかがでしょう。

○福本評価委員

私もそれは同感でして、今日こちらへ来る前に少しネットニュースを見たのですが、部活動の指導員に小学校の先生を当てられないかということを、文部科学省がどうやら考えているらしいというニュースが出ていまして、それは違うのではないかなどと思いながら来させていただいたところなのですけれども、もう少し現場の先生方の声を、国はまずしっかり聞くべきだろうと思います。その上でどうしたらいののかということを考えていってほしいなと思います。本学で中学校や高校の先生を志望している学生は、やはり部活指導をやりたいと言っています。野球をやっていた子は野球部、サッカーをやっていた子はサッカーといった具合に。ですので、そういうところを、おっしゃったみたいに何とか叶えていけるような制度にならないのかなとは個人的には思っています。

最近調べたところによると、2、3年ぐらい前の調査らしいのですが、委託した外部の指導者に体罰防止やいじめ防止の研修を行っている教育委員会や自治体は、4割にも満たないという結果がありますので、まず外部に委託するのであれば、そういう部分はマストだと私は思っています。それを抜きにして、お願いするということはないだろうと、それは教員が指導するにしても同じく重要ではあるのですけれども、より丁寧にやっていく必要があるのではないかなど考えております。

○見浪教育長

他に何かご質問等はございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第17

号 藤井寺市教育委員会の点検・評価に関する報告書について、決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第17号 藤井寺市教育委員会の点検・評価に関する報告書について、決定ということにさせていただきます。

なお、本報告書は12月議会に提出し、公表いたします。本日は、ありがとうございました。

○福本評価委員

本日はどうもありがとうございました。

○見浪教育長

福本評価委員がご退席されます。本日はご多用の中、ご出席を賜りありがとうございました。

○福本評価委員

長時間のご清聴ありがとうございました。失礼いたします。

○見浪教育長

それでは引き続き、会議を継続していきます。

次に、議案第18号 令和8年度小学生すくすくウォッチの参加について、学校教育課長、説明願います。

○田中学校教育課長

それでは、議案第18号 令和8年度小学生すくすくウォッチの参加について、説明させていただきます。資料2の実施要領をご覧ください。

すくすくウォッチの目的は、「子どもたち一人一人が、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力及び問題発見・解決能力等を向上させ、これから予測困難な社会を生き抜く力を着実につける」ことになっております。問題及びアンケートの実施対象については、小学校第5学年、第6学年の全児童になります。

実質日につきましては、2ページ目の下段をご覧ください。実施期間は令和8年4月22日（水）から4月30日（木）までの間で、各校において期間内に実施日を決め、問題およびアンケートを実施することとなっております。ちなみに、令和8年度の全国学力学習状況調査につきましては、4月23日（木）に予定されております。

問題及びアンケートの内容に関しまして、まず問題について、小学校5年生においては、国語、算数、理科は各20分間の実施、教科横断型問題は40分間の実施となっております。小学校6年生においては、理科が20分間、教科横断型の問題を40分間という形の実施になります。問題とあわせて、児童に対してのアンケー

トが行われ、教員についても小学校5、6年生の学級担任やこれまでその学年に関わった先生によるアンケートが実施される予定になっております。令和8年度におきましても、これらのアンケート調査については、タブレットPCを使用したオンラインによる回答方式で実施されると聞いております。

最後になりますが、本市としましては令和8年度につきましても、参加の方向で考えております。以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、委員の皆さん、何かご質問等ございますか。

○足立委員

以前もお聞きしたかもしれません、全国学力・学習状況調査と目的など異なる点があれば教えてください。

○田中学校教育課長

大きな違いとしましては、すぐすぐウォッチについては教科横断型の問題があるところだと思います。教科の問題につきましても、いわゆる複数の条件を結び付けて考える力であったりだと、いわゆる資料から情報を読み取ったり、今後子どもたちが生き抜く上で必要になるような力を育むような問題になっている特徴的な問題があることが一つだと思います。

もう一点の違いとしては、このすぐすぐウォッチについては、子どもたちもアンケートを行うのですけれども、先生方がアンケートに答えて、その相関性といいますか分析も行った上で、今後の授業づくりであったり、集団づくりというところに役立てていけるという点が大きな違いであると考えております。

○富山委員

ただの感想になってしまいますが、本当に様々な取組をしてくださって、昔と比べると良い教育状況なのに、なぜ点数が重要視されるのかなと思っていて、何か評価基準が点数ではない他の見方ができないものなのかなという思いが本当にあります。たまたま全国調査の評価が低いからどうだということではなくて、5年10年単位で見ようといった何かいい伝え方ができないのかなと思います。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは議案第18号 令和8年度小学生すぐすぐウォッチの参加について、決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

ありがとうございます。それでは、議案第18号 令和8年度小学生すくすくウォッチの参加について、決定ということにさせていただきます。

次に、議案第19号 藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について、スポーツ振興課長、説明願います。

○八木スポーツ振興課長

スポーツ振興課より、議案第19号 藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

本市では、限られた市域において公園等の整備を推進する中、多くの市民の方々にオープンスペースの有効利用として、大和川や石川の河川敷において運動広場を設置し、運営してまいりました。

しかしながら、近年大和川河川敷西運動広場では利用者数が著しく減少しており、十分に活用されていない状況になっております。また、運動広場の草刈り業務等の施設の維持管理に要する費用負担が年々増加していること、さらに台風等による河川の氾濫があった際、テニスコートおよび他の施設が大きく損傷し、多額の修復費用が必要となることから、これまでの利用状況等も踏まえ、この度大和川河川敷西運動広場を廃止しようと判断し、条例を改正しようとするものでございます。

以上、スポーツ振興課からのご報告、ご説明とさせていただきます。何卒ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さん、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第19号 藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について、決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第19号 藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について、決定ということにさせていただきます。

次に、議案第20号 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、生涯学習課長、説明願います。

○辻野生涯学習課長

生涯学習課より、議案第20号 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明させていただきます。資料4の中には新旧対照表をご覧ください。

本市では放課後児童健全育成事業を実施しておりますが、第11条第3項第1号につきまして、放課後児童支援員の資格条件の一つとされている、保育士について定義しております。平成27年に待機児童解消に向けた保育人材の確保策として、

国家戦略特別区域法に基づき、特例的に地域限定保育士制度が創設されましたが、対象を今回全国に広げるため、改正児童福祉法により一般制度化され、特定の都道府県等においてのみ、通常の保育士と同様に業務を行うことができる資格制度として創設されました。このことにより、保育士の定義を改めるため、条例を改正しようとするとするものでございます。なお、施行日につきましては、公布の日とさせていただきます。

次に、第13条におきまして、虐待等の禁止について記載されておりますが、今回の児童福祉法の改正に伴い、放課後児童会には関連のない項であります、法第33条の10第2項と第3項が追加されました。よって、「法第33条の10各号」から「法第33条の10第1項各号」に改めさせていただくこととなります。併せて、施行日は公布の日とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう何卒お願い申し上げます。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第20号 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第20号 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、決定ということにさせていただきます。

続きまして、報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決しておりますので報告させていただきます。

それでは、報告第18号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

それでは、報告第18号 教育委員会の後援名義等使用について、ご説明させていただきます。

今回の報告につきましては、令和7年9月分の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料5の5件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき、報告させていただきます。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さん、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは報告第18号 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、報告第18号 教育委員会の後援名義等使用について、承認ということにさせていただきます。

本日予定しておりました案件は、全て終了しました。全体を通じまして、何かご質問等ございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、10月定例教育委員会議を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後5時25分